

徳島県立農林水産総合技術支援センター競争的研究費等内部監査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「競争的研究費等の管理・監査に係る方針（平成20年7月1日徳島県立農林水産総合技術支援センター制定）」に基づき、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等の内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 監査は、最高管理責任者の命により、競争的研究費等の適正な管理のため実施する。

（監査員）

第3条 監査員は2名以上とし、各研究課長、副課長及び研究調整管理課職員のうちから最高管理責任者が指名する。ただし、監査の対象と関係する課の職員は除く。

（監査の区分）

第4条 監査は、通常監査、特別監査及びリスクアプローチ監査に区分する。

（監査の対象）

第5条 通常監査は、監査を実施する年度の前年度の競争的研究費等による研究課題の10%以上の件数を対象とする。

2 特別監査は、通常監査を行う科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）による研究課題の10%以上の件数を対象とする。

3 リスクアプローチ監査は、監査を実施する年度の前年度の競争的研究費等による研究課題を対象とする。

4 監査の対象は、競争的研究費等の種別、研究員の所属、研究費の規模等を考慮し、最高管理責任者が選定する。

（監査の実施）

第7条 最高管理責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日及び監査員の氏名、その他必要な事項を監査の対象者及び防止計画推進部署に通知する。

2 通常監査は、競争的研究費等の予算の執行に関する書類の確認等により行う。

3 特別監査は、科研費の予算の執行に関する書類の確認に加え、科研費の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認により行う。

4 リスクアプローチ監査は、不正の発生リスクに対する重点的かつ機動的な関係者への聞き取り、現物の確認などにより行う。

（監査への協力）

第8条 監査員は、監査を実施するに当たり、対象研究課題の研究員等に対して、関係資

料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

- 2 対象研究課題の研究員等は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

（監査の方法）

第 9 条 監査は、監査マニュアルに従い、予算執行の内容、管理体制、進捗状況等について確認を行う。

（監査の実施報告）

第 10 条 監査員は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。ただし、緊急を要すると認められる事項については、直ちに口頭をもって報告する。

（監査結果の通知及び改善の措置）

第 11 条 最高管理責任者は、監査実施報告書の内容について、監査の対象と関係する研究課長に通知する。

- 2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。
- 3 前項の通知を受けた研究課長は、速やかに当該措置を講じ、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 監査結果及び改善措置の内容については、防止計画推進部署と共有するとともに、センター内で周知し、類似事例の発生防止を図る。

（雑則）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。